



平成16年(2004年)

6/5

第1045号

発行：小平市
編集：企画財政部
広報広聴課
〒187-8701
小平市小川町二丁目
1333番地
☎042(341)
1211(代表)

市報 こだいら

市役所は、毎週土曜日も開庁

午前8時30分～午後0時15分

※住民票の写し・印鑑登録証明書・税関関係証明書などの交付や市税納付など、一部業務での試行です。

◇小平市ホームページ http://www.city.kodaira.tokyo.jp ◇電子メール info@city.kodaira.tokyo.jp ◇こだいらテレホンガイド ☎042(342)1222

犯罪を寄せつけないまちづくりを

ホッと!! こだいら



防犯パトロール出発式

市役所職員による防犯パトロールを開始しました。市では、安全・安心まちづくりの施策の一環として、市内における犯罪の未然防止の役割を担うため、市役所職員による「防犯パトロール」を5月24日(月)から始めました。

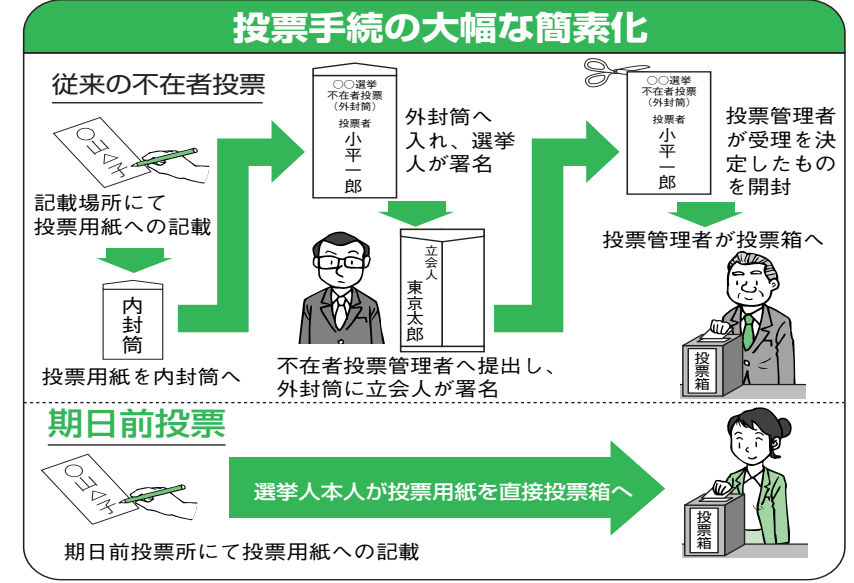
これは、職員が業務で市内を移動する際、腕章を着けたり、「防犯パトロール」と書かれたシートをはった自動車や自転車に乗りながら、市内をパトロールするといったものです。

小平市の犯罪件数の動き。警視庁の公表している市内における平成15年の刑法犯の認知件数は延べ2千6百18件で、平成14年に比べ4百59件(14.9%)減少しました。しかし、平成16年1月1日から3月31日までの認知件数は6百21件で、平成15年の同じ時期に比べ20件(3.3%)増加しています。

防犯パトロールは、あくまで犯罪の未然防止を図るもので、危険を冒してまで犯罪者を取り押さえることが目的ではありません。また、市内で起る犯罪の中には、自動車・オートバイ・自転車などの乗り物盗と空き巣ねらいなどの侵入窃盗が多く割合を占めています。

防犯活動に対する補助金制度。市では、防犯パトロールなどの防犯活動に取り組む団体(おおむね百世帯で構成)を対象に、腕章などのパトロールに必要な用品を購入する費用の補助制度を設けましたので、詳しくは問い合わせてください。

公職選挙法の改正。昨年、公職選挙法の一部が改正され、期日前投票制度が創設されました。郵便などによる不在者投票や在外投票制度についても一部が改正されました。



投票場所 期日前投票所。現在の不在者投票所となっている健康センター、東部市民センター、西部市民センターの3か所が期日前投票所となります。投票時間 午前8時30分から午後8時まで。現在不在者投票所の時間と変わりありません。

期日前投票・不在者投票の公示(告示)日の翌日から。7月に予定されている参議院議員通常選挙から期日前投票をはじめますが、投票は公示日の翌日から選挙期日の前日までです。

表1 郵便等投票ができる方。障害等の区分と程度による投票資格の表。

投票所入場整理券の送付方法が変わります。投票所入場整理券は、今まで有権者ひとりひとりにはがきで郵送していましたが、7月に予定されている参議院議員通常選挙から、世帯ごと封書で送付します。

表2 代理記載投票ができる方。障害等の区分と程度による投票資格の表。